

平成22年国勢調査の企画に関する検討会（第8回）議事概要

1 日 時 平成20年5月26日（月）13時30分～15時30分

2 場 所 総務省統計局6階特別会議室

3 出席者

構 成 員：堀部政男座長、阿藤誠委員、井出満委員、田中里沙委員、廣松毅委員
オブザーバ：小野島正彰（東京都総務局統計部人口統計課長）、小磯行生（横浜市行政運営調整局総務部総務課統計等担当課長）、千原重利（豊中市総務部次長兼情報公開課長）

総 務 省：吉崎賢介統計調査部長、飯島信也総務課長、千野雅人国勢統計課長、河野好行国勢統計課企画官、高見朗経済基本構造統計課長

4 議 事

- (1) 平成22年国勢調査第2次試験調査の実施計画について
- (2) 平成22年国勢調査の調査方法等に関する検討課題及び検討状況について
- (3) 平成22年国勢調査第3次試験調査の実施計画案について
- (4) 国勢調査法令検討会（第1回）の開催について
- (5) その他

5 配布資料

- 資料1 平成22年国勢調査第2次試験調査の概要
資料2 平成22年国勢調査の調査方法等に関する検討課題及び検討状況（案）
資料3 平成22年国勢調査第3次試験調査の概要（案）
資料4－1 国勢調査法令検討会の開催について
資料4－2 国勢調査法令検討会（第1回）結果概要

6 議事の概要

- (1) 平成22年国勢調査第2次試験調査の実施計画について事務局から説明し、了承された。調査実施後、その状況を本検討会に報告することとされた。主な意見等は次のとおり。
 - 調査員回収分の調査票の審査方法について質問があり、市区町においてキー項目や世帯員数など必要最小限の項目の審査を行い、調査票を国に送付した後、国において入力・データチェックを行い、記入不備がある調査票データを市区町に送付し、市区町においてこれをパソコンで訂正するとの説明があった。
 - 記入不備がある調査票データの市区町への送付方法について質問があり、第2次試験調査ではDVDに収録して送付することとしているが、本調査に導入する場合には、更なるITの活用や十分なセキュリティ確保の方策などについて検討する必要があるとの説明があった。
 - 聞き取り調査の有無について質問があり、本調査同様に行うとの説明があった。
 - 2種類の調査票と2種類の調査票提出の周知方法との組み合わせについて質問があり、全て組み合わせた4通りで実施するとの説明があった。

- 『調査票の提出はお済みですか』（確認状）と『調査票提出のお願い』（督促状）の相違について質問があり、確認状は全ての調査対象世帯に注意を喚起するために配布する書類である一方、督促状は期限内に調査票を回収できなかった世帯に督促を行うために配布する書類であるとの説明があった。
 - 郵送提出先が全国一括となることにより、市区町村においては、審査会場確保の懸念が解消される一方、パソコンで行う調査票審査について、エラーデータが多い場合に事務が煩雑になる懸念や必要となるパソコンの台数確保の懸念が生じる。
 - 調査票未提出世帯の情報を調査員に円滑に伝える方法について、本調査における実現可能性を念頭において検証したい。
 - 総務省統計局から市区町への記入不備の調査票データの送付については、セキュリティ確保に万全を期すよう、慎重の上にも慎重に検討してほしい。
 - 市区町村名の代わりに郵便番号を記入することにより前住地及び従通地を把握するとよいのではないかとの意見があり、平成17年国勢調査第2次試験調査における検証の結果、記入不備が多く実現は困難との説明があった。
- (2) 平成22年国勢調査の調査方法等に関する検討課題及び検討状況について事務局から説明し、了承された。平成22年国勢調査の実実施計画の策定に向け、更に検討を進めることとされた。主な意見等は次のとおり。
- 広報の方針や目標を早い段階から地方公共団体に周知し、共有する必要がある。
 - 調査票の配布・回収において、地上デジタル放送を活用することは困難であろうが、携帯電話を活用することについては、特に一人暮らしの学生に対して効果的であるため、将来に向けて検討することも必要ではないか。
 - オートロックマンション内の調査に当たり、管理会社や管理組合に調査業務を委託する方策の検討を進めてほしいとの意見があり、まずは、国勢調査法令検討会において検討することを考えているとの説明があった。
 - 調査業務の包括的な民間委託が現時点で困難であることは確かであるが、コールセンターの設置は効果的なので、その実現に向けて努力してほしい。
 - 指導員選考事務の民間委託について質問があり、例えば、市区町村における指導員候補者の身分確認事務を軽減するために人材派遣会社を活用することなどが考えられるとの説明があった。
 - 住民基本台帳の活用について質問があり、すべての市区町村で調査票審査事務に円滑に活用することができるよう、環境整備を図りたいとの説明があった。
 - 住民基本台帳の活用に当たっては、国勢調査が、住民登録の場所にかかわらず、ふだん住んでいる場所を把握するものであることに留意することが必要である。
 - 現在、制度の創設に向けて検討が進められている外国人台帳の活用方策についても、今後の検討課題となるのではないか。
- (3) 平成22年国勢調査第3次試験調査の実実施計画案について事務局から説明し、了承された。第2次試験調査結果の分析も踏まえ、更に検討を進めることとされた。主な意見等は次のとおり。
- 世帯からの郵送提出先を市区町村とする場合、市区町村において作業スペース等を確保する必要があることから、早めにその情報を提供してほしい。また、全国一括とする場合、調査票審査に用いるパソコンの台数を十分に確保することができるよう、必要な予算を措置してほしい。

- 調査票 I D と調査区番号・世帯番号の関係について質問があり、調査票 I D は調査票の受付状況を把握するためのものであること、また、調査票の配布誤りを考慮し、調査区番号・世帯番号による受付状況の把握も可能とすること、調査区番号は集計にも用いるものであることについて説明があった。
 - バーコードの内容について質問があり、調査票 I D であるとの説明があった。
 - オンライン調査の導入により当初回収率の向上が期待できるとの意見があり、オンライン調査による世帯回答率は諸外国の例でも数%程度であり、5年に1度の世帯対象調査ではそのような効果はあまり期待できないとの説明があった。
 - 国勢調査に対する世帯の関心事項など、第2次試験調査の『世帯アンケート』の結果をマスコミに公表することも、環境整備の一環として有効ではないか。
 - 来年実施される裁判員制度における事前広報のように、平成22年国勢調査においても、事前に幅広く広報を実施すると効果的ではないか。
- (4) 国勢調査法令検討会（第1回）について事務局から説明し、了承された。今後は個別の検討課題について、順次検討し、本検討会に報告することとされた。主な意見等は次のとおり。
- 統計委員会基本計画部会においても同様の検討課題について検討しており、その参考とするため、同部会に検討状況の報告を行えないかとの意見があり、準備段階での実務的な検討状況について報告することは可能であるとの説明があった。
- (5) 平成22年国勢調査関係者会議（第3回）について、教育関係団体の参加を得て開催し、小中高校に対する統計普及の取組状況等を説明して意見交換を行った旨を報告した。
- (6) 次回は11月ごろに開催する予定。